

奈良県告示百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 戸毛久米線
- 三 道路の区域

路線番号				区域		区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
後		前		区	間				
	B	A		B	A				
	二七・六	一〇・五	九・六	二七・六	一〇・五	敷地の幅員			
	五七五・〇	一、七四六	〇	五七五・〇	一、七四六	延長			
						備考			

1 3 3  
御所市今住八〇四  
番一先から  
御所市柏原七一〇  
番四先まで

		C
一七・二	、	三・五
○	・	一、五二〇
重用	三七二・〇 m	兵庫柏原線と